

議第 72 号

東京都市計画都市高速鉄道の
変更について

東京都都市計画地方審議会々長 殿

東京都知事

美濃部 亮 吉

東京都都市計画都市高速鉄道の

変更について（付議）

このことについて、都市計画法第21条第2項の規定に
おいて準用する同法第18条第1項の規定により、次のよ
うに審議会に付議する。

提 案 理 由

都市交通の円滑を図るため、本案のように東京都市計画

都市高速鉄道中第9号線ほか、ノ路線を変更しようとする

ものである。

東京都市計画都市高速鉄道新旧対照表

1. 線路部分

()内は変更前を示す。

名称	位置		区域	構造	摘要
	起点	終点			
第9号線	世田谷区喜多見町	足立区綾瀬三丁目	約 32,710 ^m	地下式	一部区域の変更
第10号線	調布市上市田町	江東区大島九丁目 (江東区大島五丁目)	31,180 29,980	地下式	終点及び延長の変更

2. 主要施設

都市高速鉄道 第9号線	名称		位置	区域		摘要
	施設名	延長又は 面積		延長	面積	
第10号線	代々木上原駅	約 210m	渋谷区西原三丁目		追加	
	西大島駅	210m	江東区大島十丁目			
	大島駅	210m	江東区大島五丁目		追加	
	東大島駅	210m	江東区大島九丁目		追加	
	大島車庫	32,400m ²	江東区大島九丁目		追加	

路線	種別	種別	種別	区		種別	種別
				区	種別		
京浜東北線	地下	地下	地下	足立区千住	足立区千住	足立区千住	足立区千住
				足立区千住	足立区千住	足立区千住	足立区千住
				足立区千住	足立区千住	足立区千住	足立区千住
				足立区千住	足立区千住	足立区千住	足立区千住
				足立区千住	足立区千住	足立区千住	足立区千住
				足立区千住	足立区千住	足立区千住	足立区千住
				足立区千住	足立区千住	足立区千住	足立区千住
				足立区千住	足立区千住	足立区千住	足立区千住
				足立区千住	足立区千住	足立区千住	足立区千住
				足立区千住	足立区千住	足立区千住	足立区千住

東京都市計画都市高速鉄道新旧対照表

名称	位置	面積		距離	
		平方比	平方比	平方比	平方比
第10号線	足立区蓮花池			2930 [㎡]	
	足立区蓮花池				
	足立区蓮花池				
	足立区蓮花池				
その他	足立区蓮花池				
	足立区蓮花池				
	足立区蓮花池				
	足立区蓮花池				
	足立区蓮花池				
	足立区蓮花池				

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり。」

2. 主要施設

都市高速鉄道	名称	位置	区域
			延長又は面積
第9号線	代々木上原駅	渋谷区西原三丁目	約 210 ㎡
	大島駅	江東区大島一丁目	210
	大島駅	江東区大島五丁目	210
	大島駅	江東区大島九丁目	210
第10号線	大島車庫	江東区大島九丁目	32,400 ㎡

理由

都市交通の円滑を図るため、摩タ号線ほかノ路線を變更する。